

高圧受電設備（高圧ケーブル）配線修繕業務 仕様書

1 業務名

高圧受電設備（高圧ケーブル）配線修繕業務

2 業務の目的

高圧電力を引き込むためのケーブル短絡事故が発生（令和5年11月23日）し、一切の電力供給が停止した。復旧のためには高圧ケーブルの取替修繕が必要であるが、うち配管修繕については、令和6年3月に完了している。現在は高圧ケーブルのリース及び仮設配管により電力供給を行っているところであるが、高圧ケーブルの購入による配線修繕を行う。

3 業務内容

高圧ケーブルを電柱（引込柱）から本校変電室に引き込むための配管（令和6年3月修繕完了）に、新設高圧ケーブルを配線し、現在のリースケーブル及び仮設配管からの電力供給切り替え作業を実施する。

※別紙修繕内訳書参照

4 業務期間

契約の日から令和6年5月31日（金）までとする。

5 対象施設

愛媛県立新居浜特別支援学校（愛媛県新居浜市本郷3丁目1番5号）

6 設置場所

本館屋上及び変電室

7 仕様等

- (1) CVTケーブル（38sq 6kV）120m
- (2) 配線経路については、令和6年3月に新設修繕した配管設備を使用するものとする。
- (3) 配線に必要な業務と、それに係る資材一式を含むこと。
- (4) 配線に際しては、安全に十分配慮して行うこと。
- (5) 現在電力供給を行っているリースケーブル及び仮設配管からの電力供給切り替えに十分に配慮し施工すること。

8 一般事項

- (1) 業務は、必要に応じ甲の立会を受けて実施すること。
- (2) 業務の実施については、乙は甲の教育活動に支障のないよう事前に甲と協議し、承認を得るものとする。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、甲と協議のうえ実施する。
- (4) 業務完了後、この業務に起因する不具合が生じた場合は、乙は速やかに無償修復を行うこと。
- (5) この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で施設の管理保全及び事故防止上、甲が必要と認めた作業は、契約金額の範囲内においてこれを実施するものとする。